

平成 21 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 21 年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会

(第 1 回) 議事録

1. 平成 21 年 4 月 28 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

2 番議員 友井 健二	3 番議員 坂本 顕
4 番議員 浅田 耕一	5 番議員 吉坂 泰彦
6 番議員 中上さち子	7 番議員 渡辺 裕
8 番議員 土井 一憲	9 番議員 岸田 敦子
10 番議員 扇谷 昭	11 番議員 山本 富子
12 番議員 平野 美治	

1. 欠席議員次のとおり

1 番議員 野口 陽輔

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 田中 夏木	副管理者 中田 仁公
副管理者 大井 俊道	
四條畷市市民生活部長 長谷 俊延	
交野市環境部長 清水 帝男	

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄	資源循環施設整備室長 西端 善夫
事務局次長兼総務課長 奥田 浩樹	
事務局次長兼会計課長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一	
資源循環施設整備室長代理 明田 清孝	
管理課長 上村 悟司	
総務課主幹兼会計課主任 太田 広治	

1. 議事日程次のとおり

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期決定について

日程第3 議案第5号 平成21年度焼却施設整備工事請負契約の締結について

(時に10時00分)

1. 議長（吉坂泰彦君） おはようございます。本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましてはご多忙のところご参集賜りまして誠にありがとうございます。ただ今から平成21年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第1回を開会いたします。

開会にあたりまして管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） おはようございます。四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回臨時会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様には何かとお忙しい中を早朝からご出席を賜り誠にありがとうございます。四條畷市の去る4月1日付の人事異動によりまして、前副管理者を務めておりました西野副市長の退職により、代わりまして大井副市長が副管理者として就任をいただくことになりました。よろしく願い申し上げます。また、本組合事務局におきましても4月1日付の人事異動によりまして、本組合の事務局長でありました神田、資源循環施設整備室長でありました伊田が退職し、代わりまして四條畷市から事務局長に北崎が、資源循環施設整備室長に西端がそれぞれ就任いたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、平成21年度焼却施設整備工事請負契約の締結についてをお願い申し上げます。この焼却施設整備工事は、本年第2回定例議会終了後にもご説明させていただきましたが、2号炉ガス冷却塔内部の劣化が極めて著しいことから、この更新をはじめとした焼却施設整備を行おうとするものでございます。現有施設の安定した稼働に努めるために整備が必要である状況をご理解いただき、焼却施設整備工事請負契約の締結につきまして何とぞよろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の臨時議会終了後、少々のお時間をいただきまして、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の取り組み状況などの経過についてご報告を申し上げたいと存じておりますので、よろしく願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） ありがとうございます。それでは次に事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況についてご報告申し上げます。野口議員様から欠席の旨、議長あて報告がございまして、本日は11名の出席ということでいただいております。以上で報告を終わらせていただきます。

1. 議長（吉坂泰彦君）引き続きまして事務局より議事日程の報告をいたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第1会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により議長によって指名申し上げます。6番中上議員、7番渡辺議員を指名いたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成21年4月28日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第3議案第5号平成21年度焼却施設整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第5号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） ただ今、議題となりました議案第5号平成21年度焼却施設整備工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

現有施設の安定した稼働に努めるため、焼却処理施設を整備し、生活環境の保全を図るべく、焼却施設整備工事の請負契約を締結したく本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 引き続きまして議案第5号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただ今、議案となりました議案第5号平成21年度焼却施設整備工事請負契約の締結につきまして内容のご説明を申し上げます。

事前にお届けさせていただいております参考資料をご参照いただきたいと思います。と存じます。

1枚目をめくっていただきたいと思います。と存じます。去る3月30日の組合議会終了後にもご説明させていただきましたが、平成21年度焼却処理施設整備工事の主な工事内容につきましては、2号炉ガス冷却室の耐火物の剥離落下に伴います耐火物の全面整備を図るとともに、天井部を吊り天井方

式に変更し、ケーシング補修などの工事をはじめ、安定稼働に支障を来すことのないよう、現状の施設状況の把握から整備が急がれる各炉等の焼却施設の整備工事を行うものでございます。

工期は平成 22 年 3 月 26 日までを予定してございます。

契約方法につきましては、参考資料の随意契約理由書として平成 17 年度からの一般競争入札の結果を記載させていただいてございます。これらの経緯を踏まえて既設の設備等と密接不可分の関係にあり、性能保証を求める当該整備工事におきましては、その工事の性質が競争入札に適しないものであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約といたしたものでございます。

この整備工事の契約金額は 1 億 7514 万円で、K E E 環境工事株式会社と仮契約を締結いたしたところでございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第 5 号平成 21 年度焼却施設整備工事請負契約の締結につきましての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長(吉坂泰彦君) 提案理由及び内容の説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。10 番、扇谷議員。
1. 10 番議員(扇谷 昭君) それでは通告に従いまして質疑をさせていただきます。

私は平成 18 年第 2 回定例会で工事契約の議決に関し議会に対する情報の提供が少ない。次のような要望をさせていただきました。入札の経過の分かる調書、落札業者決定に至るまでのスケジュール、業者の決定方法、工事の概要書、工事全体の工程表等の分かる資料の提供であり、そして同時に入札結果一覧表では不十分で、契約台帳の整備をと、このように申し上げました。今回参考資料として一部情報の提供があったことは評価をいたします。がしかし、まだまだ十分とは言えません。そのため本契約の全容、入札の経過がつかめません。そこで今回の入札手続き、契約手続きの経過について詳細な説明を求めます。

2 点目、施設組合は整備工事の契約にあたっては契約の透明性、経費節減を図る観点から、平成 17 年度以降一般競争入札を実施してまいりました。実績報告によりますと、平成 17 年度は現炉延命工事の初年度の工事として 1 号炉バグフィルターろ布取替工事、1 号炉ガス冷却塔耐火物更新工事、そして 1 号炉及び 2 号炉の焼却炉本体の支柱腐食部補修工事において一般競争入札を実施した、このように記されております。そして平成 18 年度には私の議会質疑に答える形で、一般競争入札は不調に終わったものの、3 社による指名競争入札が行われたと、このように答弁をしております。しかし、参考資料の随意契約理由書によると、平成 17 年度に一般競争入札が行われたものの、平成 18 年度、19 年度は一般競争入札が不調に終わり、あたかも入札そのものが行

われなかったと思えるような説明となっております。この説明は事実を正確に伝えていないのではないかと思います。また一方、唯一入札に参加した事業者は実績を有する業者であるから、平成 17 年度から 19 年度までの一般競争入札に参加することができたと、今度は平成 18 年度、19 年度と未実施の一般競争入札があたかも行われたような説明となっております。本契約の審議にあたって最も重要な情報が正確に伝えられていない。極めて遺憾であります。そこで、性能保証を求める整備工事について平成 17 年度から平成 20 年度に至る間の執行状況についてより詳細な説明を求めます。

3 点目、同じく随意契約理由書によりますと、既存の設備等と密接不可分の関係にあり、性能保証を求める当該整備工事においては、その工事の性質が競争入札に適しないとの理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約を行う、その理由を記しております。性能保証を求めるすべての整備工事が既存の設備等と密接不可分の関係にあることは、ある意味では至極当然のことであり、競争入札に馴染まないとするのであれば、なぜ平成 17 年度に一般競争入札を実施したのか、お尋ねをいたします。

4 点目、また随意契約によることができる場合として、地方自治法施行令 167 条の 2 の第 1 項において定められておりますが、今回この第 2 号、契約の性質または目的が競争入札に適しないときを適用するの説明を受けました。大阪府は平成 20 年 5 月、大阪府随意契約ガイドラインを定め、その中で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号にいう契約の性質または目的が競争入札に適しないものとして例示を示しております。本整備工事はこの例示のどれに該当するのか、お尋ねをいたします。

5 点目、本ガイドラインは趣旨、目的の中で、個々の契約方針については法に基づき一般競争入札を原則として選択すべき、と規定をしております。そして随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理しなければならない、このようにしております。すなわち、契約は原則一般競争入札を選択すべきであり、随意契約を選択することは例外であるということでもあります。過去に透明性、経済性の観点から契約方式として一般競争入札を実施したものの、平成 18 年度、19 年度と一般競争入札が不調に終わってきた経過があることから、今回随意契約に切り替えたとしたら、契約方式に対する組合の姿勢の一貫性が疑われます。私は大阪府の随意契約ガイドラインに照らし、本施設組合が行う性能保証を求める整備工事は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約することは馴染まない、このように考えております。ガイドラインが、その性質または目的が競争入札に適しないものとするとき、との運用の解釈は、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備また

は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ契約の目的を達することができない場合や、競争入札に付することが不可能または著しく困難な場合である、と定めておくことから明らかであります。仮に百歩譲り、平成 17 年度の一般競争入札結果を踏まえ、契約の性質ではなく、既存の設備等との密接不可分な契約の目的が競争入札に適さなかったということなら一定の理解はいたします。いずれにしても、整備工事にあたっては契約の透明性、経費節減を図るために一般競争入札を実施したとする平成 17 年度の本施設組合の実績報告や平成 18 年の当時の事務局長の議会答弁と、今回の性能保証を求める当該整備工事においては、その工事の性質が競争入札に適しないものと思われるとする随意契約理由書に整合性がないと私は思います。いかがでしょうか、説明を求めます。

6 点目、地方自治法第 234 条、契約の締結では、契約の方法として一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの 4 つの方法を明示しておりますが、第 2 項で指名競争入札、随意契約、せり売りは政令で定める場合に該当するときに限ると規定し、原則として公平性、透明性、公正性、競争性が担保できる一般競争入札によることが決められております。まして地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の別表第 5 の工事または製造の請負の場合、随意契約の範囲を 130 万円と定めており、今回のように議会議決を要する 1 億 7500 万円もの高額な契約については、より厳格な法の適用を図るべきではないでしょうか。示されました随意契約理由書の理由は、性能保証を求める整備工事について一般競争入札の妥当性を主張する一方で、結果として入札参加業者が限られることを理由に競争入札に適しない、相矛盾する主張が併記されているものであり、論議の一貫性を欠くと同時に、結果として地方自治法施行令に抵触する随意契約理由書となっているのではないのでしょうか。明快な答弁を求めます。

7 点目、締結される契約によって支出される公金が住民の税金であるがゆえに、地方公共団体は売買や請負の一方の当事者として、民法、商法の契約事由の原則の規定がそのまま適用されるものではなく、政令等で一定の制約、制限等が定められていることを私たちは忘れてはいけなと、このように思います。その意味から本施設組合がこの間行ってきた工事請負契約が公金の執行という側面から妥当であったか否か、精査する必要があります。私が派遣議員になりました平成 11 年から発表されております平成 19 年度までのこの 9 年間、本施設組合が発注した工事請負費は総計 28 億 2934 万円にもものぼります。そのうちある特定企業グループが 25 億 7136 万円、実に 90.9% も占めております。その他の業者との契約は 2 億 5798 万円、たった 9.1% に過ぎない現実があるわけであります。新炉建設という超大型の事業を抱える本施設組合としていろいろな便宜を図ったり、不正を防止する意味からも、随意契約から一般競争入札への転換を図ることが、これらの経過から課題となって見えてくるのではないのでしょうか。この企業グループが平成 12、

13 年度の 2 号炉の大規模改修を行ったとはいえ、この直近 3 年間を見ましても平成 17 年度が 90.3%、平成 18 年度が 90.1%、平成 19 年度は 85.3%とあまりにもこの企業グループに偏りすぎているのではないのでしょうか。この間この特定企業グループに偏った工事発注のあり方が、契約金額に十分競争原理を働かせ、公正で確実な契約の締結に至っていたかとの思いを抱かせます。これらの現状、推移を踏まえますと、契約金額に十分な競争原理を持ち込み、契約の透明性を確保する意味からも、本施設組合として一般競争入札の実施が課題であると考えますが、いかがでしょうか。

8 点目、設計金額の積算根拠についてお尋ねをいたします。今回の設計は業者委託によらず、組合独自で積算したものと聞いております。設計金額は幾らで、材料費や工事施工費の積算はどのような基準、データに基づいて行ったものか、お尋ねをいたします。

9 点目、平成 17 年 3 月策定の 1 号炉整備計画書案によりますと、平成 17 年度を初年度とする補修整備計画に基づいて、ガス冷却塔について適切に施設整備を行ってきたかとの疑問が残ります。そこで 1 号炉及び 2 号炉のそれぞれガス冷却塔設備の整備計画とこの間の実施された整備事業の関係について説明を求めます。

また、発表されております契約金額 1 億 7514 万円の補修計画案年次別補修、改造事業一覧表に記載されております整備項目ごとの工事金額の説明を求めます。

11 点目、補修整備計画によりますと、本施設組合の煙突は震度 5 以上の地震で倒壊する危険性があると指摘されており、強度改善のための改造計画が提案されております。耐久性診断においてもクラック発生状況や錆の状態から、なるべく早く建て直した方がよいとの診断結果が出ております。工期、コスト両面から建て替えではなく、煙突上部を解体し、鋼製の内筒を挿入する方式が提案され、平成 18 年度に改造費用 1 億 4700 万円が盛り込まれております。しかし、今日まで煙突部分の補修はされておられません。昨年開催されました新しいごみ処理施設の整備について説明会、各地で行われたわけでありましたが、その中ではこの煙突について震度 5 以上で倒壊と説明をしておるわけでありまして。なぜ補修計画に基づいて補修整備を行わないのか、お尋ねをいたします。

12 点目、整備工事の計画概要では、予備炉であるための影響、すなわち停止期間が長く、運転期間が短いことは、耐火材にとり負荷影響が大きいことから深刻な状態になっておる、このように記しております。そこで整備計画対象年度となっている平成 17 年度以降の 1 号炉及び 2 号炉の年次別の運転日数、運転時間の実態及び各炉運転計画の考え方についてお尋ねをいたします。

以上、12 点について答弁を求めます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ご質問 11 点、今あったかと思えますけれども、ご質問に順次お答え申し上げます。

まず 1 点目の本契約の手続きの経過につきましては、4 月 6 日に一般競争入札参加資格審査委員会を開催し、契約方法の決定がなされた後、4 月 7 日に設計図書の配布を、また 4 月 13 日に見積書の提出を受け、設計金額以下の額であることから業者を決定し、4 月 17 日に仮契約を締結している状況でございます。

次に 2 点目の参考資料の随意契約理由書の説明が事実を正確に伝えていないのではないかとということでございますが、どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に平成 17 年度から平成 20 年度に行われた整備工事の執行状況についてご説明申し上げます。平成 17 年度の焼却施設整備工事においては、平成 17 年 9 月 22 日に条件付き一般競争入札を行い、3 社応札のもと、大阪動力工業株式会社、後に社名を変更いたしまして K E E 環境工事株式会社となりましたが、この大阪動力工業株式会社が落札いたしました。平成 18 年度、1 号炉整備工事においては、平成 18 年 4 月 20 日から 28 日の間、条件付き一般競争入札の受付を行いました、大阪動力工業株式会社 1 社のみ参加のため、不調となりました。このため設計変更ができない補修工事を再度一般競争入札にすれば再度不調になる恐れがありますことから、一般競争入札に付することが不利と認められるため、指名競争入札に切り替えてきたものでございます。平成 18 年 6 月 21 日に指名競争入札を行い、11 社の指名に対して 8 社が辞退、3 社による入札となりました。その結果、大阪動力工業株式会社が落札いたしました。次に平成 19 年度の焼却施設整備工事においては、平成 19 年 4 月 18 日から 26 日の間、条件付き一般競争入札の受付を行いました、K E E 環境工事株式会社 1 社のみ参加のため、不調となりました。このため平成 19 年度の工事は 18 年度、平成 19 年度の 2 回の一般競争入札の不調の結果を踏まえ、その性質または目的が競争入札に適しないとの判断から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約といたしました。平成 20 年度の焼却施設整備工事においては、平成 18 年度、平成 19 年度の 2 回の一般競争入札の不調の結果を踏まえ、その性質または目的が競争入札に適しないとの判断から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約を行いました。

次に 3 点目の平成 17 年度に一般競争入札を実施した理由についてでございます。平成 17 年度の焼却施設整備工事は契約の透明性、公平性などの観点から、四條畷市交野市清掃施設組合条件付き一般競争入札要綱に基づきまして一般競争入札を実施したものでございます。

次に 4 点目の大阪府随意契約ガイドラインとの整合についてのご質問でございますが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の大阪府随意契約ガイドラインでの例示項目の中で（ア）契約の目的が特定の者でなければ納入することができないものであるとき、それと（イ）特殊の

性質を有するため、もしくは特別の目的があるため、物品の買入れ等、買入れ先が特定されているとき、または特殊の技術を必要とするときに、という項目に少なからずとも適合している部分があると考えられます。また、このガイドラインの中で工事に関する一般的事例の（エ）でございますけれども、当該業者が唯一保有する独自技術、または当該事業者のみが有し、その他の業者では知り得ない技術である設計・製作基準や設計・製作図等に基づかなければその契約内容を履行することが困難であるような設備、機器の増設、改良、補修等の工事、それと（オ）として示されておられます既設部分と密接不可分の関係にあり、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用におきましてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改良、補修等の工事、このような記述部分に該当するものではないかと考えてございます。

次に5点目の平成17年度、18年度の議会答弁と今回の随意契約理由書との整合性についてでございますが、整備工事の契約方法については条件付き一般競争入札要綱に基づき、四條畷市交野市清掃施設組合一般競争入札参加資格審査委員会を開催して判断することから、先ほどもご答弁いたしました。平成17年度の焼却施設整備工事は一般競争入札を行い、3社の応札のもと、大阪動力工業株式会社が落札いたしました。平成18年度の1号炉整備工事は一般競争入札の受付を行いました。1社のみの参加のため、不調となり、指名競争入札に切り替えて行い、11社の指名に対して8社が辞退、3社による入札となり、大阪動力工業株式会社が落札いたしました。平成19年度焼却施設整備工事は一般競争入札の受付を行いました。1社のみの参加のため、不調となり、結果として平成19年度の工事は平成18年度、平成19年度の2回の一般競争入札の不調の結果を踏まえ、その性質または目的が競争入札に適しないとの判断から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を行ったものでございます。平成20年度の焼却施設整備工事は、平成18年度、平成19年度の2回の一般競争入札の不調の結果を踏まえ、その性質または目的が競争入札に適しないとの判断から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を行いました。これらの結果をもって随意契約といたしたものでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に6点目の随意契約理由書についてでございますが、このたび整備工事の請負契約にあたりましては一般競争入札参加資格審査委員会を開催し、契約の方法について審議を行ってきたものであり、随意契約理由書の趣旨は、平成17年度から平成19年度の競争入札の取り組み結果を踏まえ、また整備工事が老朽した既設焼却炉と密接不可分な補修工事であることから性能保証を求めることなどを含め、あわせ随意契約としているものでございます。

次に7点目の一般競争入札についてのご質問でございます。これまで一般競争入札を実施して

まいりましたが、これからも一般競争入札が原則であるという認識に立ちまして、今後の課題を整理してまいりたいと存じます。

このあと8点目から11点目のご質問につきましては次長の奥田の方からご答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） それでは8点目以降、私の方からご答弁申し上げたいと思います。

まず8点目の設計金額及び積算基準等についてでございますけれども、設計金額は1億8351万4800円でございます。材料費や工事施工費の積算基準でございますが、材料費につきましては、単価は基本的には建設物価やカタログの市場価格などを、また特殊部品、加工部品につきましてはメーカー価格からと、数量につきましては過去の施工実績、また図面などから積算してございます。工事の施工費につきましては、労務単価は国土交通省の公共工事設計労務単価、数量につきましては過去の施工実績や同種工事などから積算してございます。

次に9点目の1号炉及び2号炉それぞれのガス冷却塔設備の整備計画と整備事業の関係についてでございますが、1号炉のガス冷却塔の整備計画は、平成17年度にガス冷却塔の耐火物補修を計画しておりました。実施につきましても、その当該年度、平成17年度に実施をしております。2号炉でございますが、平成18年度と20年度にそれぞれ計画してはいたしましたが、実施につきましては今年度ということになってございます。

次に契約金額の1億7514万円の整備計画ごとの金額でございますが、平成16年度に策定いたしました整備計画書に記載してございます整備項目ごとに申し上げたいと存じます。なお、共通仮設費、現場管理費、一般管理費や仮設ハウス、ダイオキシン類の曝露対策費等の費用につきましては整備項目ごとに按分した金額とさせていただきます。

まず1号炉でございますが、ごみ投入ホッパー、ごみ供給機で65万1791円、焼却設備で555万3395円、ダスト・焼却灰搬送コンベアで535万8095円となっております。次に2号炉でございますが、焼却設備で2878万573円、ガス冷却塔で1億2128万365円、ダスト・焼却灰搬送コンベアで1263万6137円、送風機、ダクト類で87万9644円ということになってございます。

次に10点目の煙突の整備計画についてでございますが、議員のご指摘のとおり昨年から地元地域等に対しましての説明会において、平成16年度の既設の煙突の診断結果から、震度5以上の地震で倒壊する危険性があるということで説明をしておりますし、また整備計画では平成18年度に整備を行うということにしておりました。しかし、老朽化している焼却施設の整備の緊急性や構成両市の財政負担などから1号炉の整備工事を最優先させていただき、煙突の補修は先送りとし

せていただいたところでございます。なお、点検から5年を経過しようとしておりますので、今年度に煙突の点検を行い、煙突の劣化の進行状況を把握する中で今後の対策を検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に11点目の平成17年度以降の1号炉及び2号炉の年次運転日数、時間の実態でございます。平成17年度は1号炉270日、6206時間、2号炉は135日、2995時間で、18年度でございますが、1号炉は237日、5559時間、2号炉は151日、3364時間で、平成19年度は1号炉283日、6573時間、2号炉97日、2103時間で、平成20年度は1号炉285日、6663時間、2号炉89日、2042時間という状況でございます。各炉の運転計画につきましては、ダイオキシン類対策上、連続運転が望ましく、当然焼却炉の立ち上げ下げの回数も少なくする運転管理が必要であります。基本的に1号炉をメインに、2号炉は予備炉的に運転計画を立案しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 大変失礼しました。ちょっと私の手元の資料が間違っまして、12項目ではなしに11項目ということですのでよろしくお願い致します。それから今、答弁いただく中で1カ所ですね、補修計画書の整備項目の中で焼却設備とおっしゃったのは、これは燃焼設備のことですね。まず確認だけしておきます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 大変申し訳ございません。燃焼設備でございます。申し訳ございませんでした。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今ご答弁いただきました。今回ですね、多数の質問をさせていただきました。これなぜかという、いただいた資料では非常に全容が見えないということでもあります。今のご答弁です、一定の問題点がですね、整理され、また問題点が明らかになったのではないかなというふうに思います。私は今いただいた答弁の中で、一般競争入札を実施してきたとすの反面で、平成18、19のですね、一般競争入札の不調という結果を受けて、その結果を受けて一般競争入札に適さないと判断し、随意契約に、私からすれば、なし崩し的に振り替えてきたというのが、この間の整備工事契約の実態ではなかろうかというふうに思うわけでありませう。

また答弁は、今回の随意契約について大阪府のガイドラインに沿った判断であると、このように言われましたが、私からすれば説得力が極めて薄い、このように思います。本契約の随意契約理由書は、この業者が焼却炉を建設したプラントメーカーの系列会社としての実績、いわば優位性のゆえに入札に参加できたと断じているというふうに思うわけでありませう。大阪府の随意契約

ガイドラインには本契約に該当すると思われる施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の例示として、目的物が特定の者でなければ納入することができないもの、物品の買入れ先が特定されている、または特殊の技術を必要とするときの 2 例がございますが、これらの要件には私は該当しないというふうに思うわけでありまして。そして何よりもこのガイドライン、大阪府のガイドラインは、随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうと、すべての契約方式を通じて適用される普遍の大原則である。わざわざ注釈に明記していることをです、私たちは肝に銘じなければいけないと思うんです。焼却炉を建設したプラントメーカーの関連企業と長年にわたって随意契約を続けることは、契約の競争性、経済性が損なわれる結果を招くのではないかと指摘をさせていただいておりますが、その点を改めて答弁を求めます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 契約につきましてのご質問でございます。工事発注にあたりましては一般競争入札が原則であり、地方自治法の 234 条第 2 項の規定により、工事等の性質または目的が一般競争入札に適しない場合においてのみ、指名競争入札及び随意契約が適用できるものであることや、随意契約における競争性や経済性などのご指摘部分につきまして十分認識して実施してきたものでございます。今後も四條畷市交野市清掃施設組合一般競争入札参加資格審査委員会におきまして課題等を精査する中で判断してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） そうはおっしゃるんですけどね、結局すべての契約案件を議会で審議しているわけじゃないんですね。ですから我々もですね、すべての情報を持っているわけじゃないんで、このように議案として上がってきて初めてですね、いろいろな説明も受け、資料もいただく中で判断できるわけでありまして。今回、先ほどいただいた答弁を集約いたしますとね、平成 17 年から本年のこの契約まで含めてですね、大阪動力工業、改め K E E 環境工事に 5 年続けてですよ、平成 17 年が 1 億 4175 万円、平成 18 年が 2 億 1840 万円、平成 19 年が 9765 万円、平成 20 年が 1 億 358 万円、平成 21 年、今回ですね、1 億 7514 万円、合わせてですね、7 億 3652 万円の工事発注が 1 企業に出ているわけでありまして。一般競争入札を実施しですね、透明性と競争性を確保できたと自己評価した平成 17 年度以降、焼却炉を建設したプラントメーカー関連企業の優位性のゆえにですね、指名競争入札から随意契約へと契約の透明性、競争性、公正性を年々ある意味では放棄し、政策後退をしながら、結果この特定企業に 5 年間で実に 7 億を超えるものを独占的な発注を許してきたということが先ほどの答弁から明らかになったわけでありまして。改めてこ

の事実に対する認識についてお尋ねをいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 平成 17 年度以降の契約状況についてのご質問ございました。一般競争入札を原則として契約手続きを行ってきたものでございます。老朽した既設焼却炉と密接不可分な関係にある補修工事であったことから、プラントメーカー及びその関連会社が工事を請け負う結果となったものでございますので、ご理解をお願い申し上げておきたいと思っております。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） それとですね、先ほどの答弁の中から今回の契約の設計なんですけども、まあ言わば委託設計によって第三者評価を得て作成されたものではなくですね、本施設組合において積算したものであるという中で、材料費や工事施工費等について特殊部品や加工部品は複数の業者から相見積もりを取り、検討を加えるということをする事なく、当該契約当事者である当該業者の提示したメーカー価格、材料単価をですね、採用して積算されたものであるというご答弁がございました。私は契約のあり方、設計金額の積算のあり方において、これは極めて問題ではないかというふうに思うわけでありまして。少なくともこれほど多額の契約の場合、委託設計を実施するか、組合で積算するにいたしましても材料費や工事施工費、労務費等についてですね、複数の業者から相見積もりを取る等の見直しが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

また、答弁の設計金額では、まあいわゆる今回入札しておらないわけでありまして、設計金額と契約金額の関係を落札率と申し上げるとしてですよ、いわゆる落札率は私の計算では 95.4%になります。随意契約理由書、さらには先ほどの答弁から設計金額以下だから業者を決定したという事を申された。それではこの落札率についてどのような認識を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

私は平成 18 年第 2 回定例会の質疑の中で、当時の四條畷市の指名競争入札の落札率の平均値についてご紹介を申し上げました。14 年度が 74.75%、15 年度が 74.41%、16 年度は 81.95%でございます。平成 18 年度の整備工事の指名競争の落札率は 93.53%でありましたが、今回はこのときより 2 ポイント近く上回っております。私からすれば 90%を切ることも今の状況の中では可能ではなかったかと考えるわけでありまして、いかがですか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 契約にあたりましては本組合にとって有利な価格で契約を締結することは大変重要なことであり、これまでも設計金額の精査に努めてきたものであります。今後も一層積算についての調査、点検を行ってまいりたいと存じます。

また、落札率ということで 95.4%という結果でございます。議員のおっしゃるとおり平成 18 年度の 1 号炉整備工事の指名競争入札の落札率につきましては 93.53%でございます、約 2% 上回ってございますが、ご理解をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 今回の答弁ではですね、積算についての調査、点検を行ってまいるという答弁でございますから、私の申し上げたような複数の業者の相見積もり等も取る中で、より詳細な設計をしていただけるという前向きの答弁と受け止めておきます。

それから答弁の中でですね、今回の請負契約において 2 号炉のガス冷却塔の補修に 1 億 2128 万円もの多額の予算を投入することが明らかになりました。1 号炉の場合、整備計画書案ではですね、平成 17 年度に 4200 万円の費用が見積もられておりましたが、実施事業としては平成 17 年度に 6500 万円を投入し、さらに平成 19 年度事業として 3178 万円の工事が執行されております。今日までにある意味では整備計画に沿ったガス冷却塔補修工事が行われておるといえると思います。しかし 2 号炉の場合、この整備計画書案では平成 18 年度に 525 万円、平成 20 年度に 840 万円の費用が見積もられていたにもかかわらず、平成 19 年度に 375 万円を投入してガス冷却塔補修工事が行われているに過ぎません。1 億 2128 万円の多額の、ある意味では計算外の、想定外の補修が必要となった背景に、この 1 号炉整備計画書の進行管理に手抜き、判断ミスがあったのではないかとこの節がありますが、いかがでしょうか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 先ほどの煙突の整備についてでもご答弁申し上げましたけれども、老朽化しています焼却設備の整備の緊急性や構成両市の財政負担などを勘案した中で、老朽化が進んでおります 1 号炉を中心とした工事を優先的に行うことを判断させていただいたのでございます。どうぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 計画があるんだからどんどん注ぎ込むということにならないことについては十分理解をしますし、そのことについてですね、とやかく申し上げるつもりはございませんが、やはりせっかく非常に老朽化した施設を、今後維持運転していくためにどのような整備が必要なのかということからですね、作られた整備計画書でございます。この精査、点検についてはですね、十分意を尽くしてですね、取り組んでいただきたいというふうに思うわけでありまして、そのことから申し上げたわけでありまして。

そしてもう 1 つ気になることは、焼却炉の運転管理との整合であります。答弁では 2 号炉が予備炉であり、停止期間が長く、運転期間が短いことから、ガス冷却塔の深刻な状態を招いたとし

ておるわけでありましたが、それならなぜ適切な運転管理をしてこなかったのかとの素朴な疑問があるわけでありまして。停止期間が長く、運転期間が短い、そのことが耐火材に負荷影響が大きいということを知りながら、先ほどのご答弁で2号炉の運転はその日数、時間数とも年々着実に減少してきているんです。そしてまた同時に、2号炉の運転をできるだけ控えてきた、とこの現状は符合しておるわけでありまして、このことが耐火材の負荷影響を増幅してきたのではないかとの思いもあるわけでありまして。1号炉はメイン、2号炉は予備炉との運転計画に基づき稼働してきた実績と、耐火材の負荷影響への配慮からの2号炉稼働の判断に整合性はほんとはあったのかとも思うんです。運転計画管理に判断ミスはなかったのでしょうか、お尋ねをいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 先ほどもご答弁申し上げさせていただきましたが、ダイオキシン類対策上、連続運転が望ましい。焼却炉の立ち上げ下げを少なくする運転管理が必要でございます。1号炉をメインに運転を計画いたしておりますが、1号炉の工事計画に伴いまして2号炉の運転計画を決定していくということになります。これらを総合的に判断いたしまして1年間の1号炉及び2号炉の運転計画を立案してございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今の総合的に見てというふうな、結局は1号炉が中心で、1号炉に重きを置いてですね、運転管理をし、2号炉についてはややですね、私は見方として、今回、予備炉として使ってきたがために負荷や影響が強かったんだということから言えばですね、もう少し1号炉と2号炉の運転のあり方について、2号炉にも意を置いたですね、管理手法があったのではないかということをおもったものでありますからお尋ねをいたしました。私も承知はしております。この焼却炉がですね、でき得る限り連続運転である方がですね、焼却炉にとっても、またダイオキシン対策にとってもその方がいいということは承知しておりますが、そういう意味で両方がですね、間欠運転になるっていうことになれば、これはかえってまずいわけでありまして、しかしそういう素朴な疑問に対し答え得るですね、運転管理をぜひ心掛けていただきたい。そのようにお願いをしておきたい、このように思います。

そういう結果、徐々に2号炉の運転がですね、以前よりも減っておるわけでありまして、そのことが結果として想定外の今回1億を超えるですね、2号炉の補修工事につながったとしたら、私は残念なことだというふうに思っております。

そういう意味で、整備計画書案ではですね、平成17年度から21年度までの5年間に15億9500万円見積もられておりましたが、実施事業としては9億3750万円です。計画の60%にとどまっ

ております。また別途、煙突の改造費用が1億4700万円見積もられておりますが、先ほどの答弁からも未実施でございます。こういうことが先ほどのように一定いわゆる維持管理費用の縮減を図るという観点、これだけ職員の皆さんが頑張っていたいておるといことは十分承知をしておるわけですが、しかし整備計画書に基づいた維持補修という観点からですね、ひとつ心配に思います。特に煙突部分につきましては本年度点検することになってはおりますが、建屋部分も含めですね、焼却炉の整備のあり方について私は今一度この1号炉整備計画書案と過去の実施事業を再点検し、今後の補修計画の見直しをすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 年度ごとに実施いたします補修等の工事箇所につきましては、整備計画とは年度や整備箇所、多少のずれが生じておりますが、整備の緊急性や両市の財政状況等を十分に考え合わせながら工事を行ってきたところでございます。今後も整備計画書を基本に施設の状況の点検把握に努めながら、内容や緊急度、経済性などを十分検討し、整備箇所を決定してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） ひとつよろしく願いしておきます。非常に老朽化した施設をですね、本施設組合の特に技術系の職員の皆さんが本当に一生懸命動かしただいといということについてはありがたく思っておりますし、感謝をしております。そういう中で、不測の事態を避けながらですね、今後もよりこの整備計画書の精査の中で不測の事態が起こらないようにですね、再点検、そして計画を練っていただきたい。これは強くお願いをしておきたい。

そこで最後になりますが、実はこの後に新炉整備という大きな課題を抱えております。その新炉整備と契約のあり方ということについてお尋ねをしたい。様々な課題を抱えながら現在進行しております新ごみ処理施設整備に用地取得費を除きですね、現在私どもに発表されております事業予算としては124億4800万円が見積もられております。また同時に、この整備計画書案では平成21年度から27年度までのこの維持補修費用として14億9400万円が見積もられております。構成2市の人口はおおむね13万6800人です。これらの事業費合計約140億円を人口で割り戻しますと、市民1人当たり10万2000円を投入する計画が今進行しておると言えると思います。平成21年度予算の2市の市民1人当たり焼却費、本施設組合での入用でございますが、これは約7000円でございますから、実に一人ひとりからすれば15年分の焼却費を注ぎ込む工事が待ち受けておるといことになるわけでありまして、これら多額予算を投入する事業の契約のあ

り方について市民に十分説明責任が果たせるよう今一度精査し、自治体として選択すべき契約方式としては一般競争入札が原則である。随意契約は例外であるとの認識を、基本認識を持っていただきたい。契約の透明性、公平性等の観点から一般競争入札を実施し、今後も一般競争入札が原則との認識で課題を整理するとの答弁をいただきましたが、契約方法は一般競争入札資格審査委員会の議を経て決定しさえすれば手続き上の瑕疵がないことから随意契約でも構わないんだといった安直な考えは捨て、契約の公平性、透明性はもちろんのこと、加えて公正性、競争性、そして経済性がですね、十分確保できるよう、入札のあり方、契約のあり方について見直しを進めていただきたい。この点については大阪府で要職を歴任され、4月1日に四條畷市の副市長に着任された大井副管理者に見解をお尋ねいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 大井副管理者。

1. 副管理者（大井俊道君） 平成21年度の焼却施設設備工事の請負契約締結につきまして、先生の方から多岐にわたりご質問をいただいたところであります。とりわけ随意契約につきましては厳しいご指摘をいただきましたけれども、もとより特別地方公共団体でございます当組合では地方自治法の定めのとおり一般競争入札を原則といたしまして、指名競争入札や随意契約につきましては自治法施行令に定めておりますように限定的なものであると認識しているところでございます。先ほど事務局長が答弁いたしましたとおり、当組合におきましてはこれまでも工事の入札、契約に関しましては、その過程、内容の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底を図ってきたところでございますけれども、本日の議員のご指摘、ご意見を十分踏まえまして、今後の入札、契約事務手続きにつきましてはなお一層厳正、適正に行ってまいり所存でございますので、よろしく申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） ひとつよろしく願いしておきます。私たち議員はですね、また市民も含めてなんですけども、行政の仕事を100%信頼し、議会活動を行っておるわけでありまして。しかし、極めて残念なことを申し上げなければならない。平成17年3月に発表されましたこの1号炉整備計画書案でございます。この中に近畿2府4県における施設供用状況載っております。ここに載っておるわけでありまして。本施設組合の1号炉よりも運転開始年月が1年古い焼却炉が新宮市で稼働しておるというふうここに書いておる。私どももこういう報告、説明を受け、そのように認識をいたしました。がしかし、新宮市のクリーンセンターに問い合わせますと、老朽化、この新宮市の、もちろん私どものより古いわけでありましてから老朽化、さらには皆さんもご存じのように当時強化されたダイオキシン類規制基準、これを満たせないということから、すでに平成14年11月30日に、ここにおられる方皆さんお分かりでしょう。この日が規制がです

ね、終了する日なんです。翌日から規制が強化されたんですね。だから使えないということで、この平成14年11月30日に閉鎖、廃止されていることが分かりました。この計画書は平成17年3月に発表されております。この計画書を作成段階にすでに新宮市の焼却炉は新たな場所に更新されていたこととなります。これ極めて遺憾であります。

その結果どういうことが言えるか。本施設組合の1号炉は近畿2府4県で最も古い現役炉ということになるわけでありまして、いわば1号炉のメンテナンスのお手本になる現役の炉は近在にすでになくなっておられるわけでありまして、本施設組合の1号炉の維持補修能力が他の施設から注目を浴びることになるというふうに私は思います。本施設組合にとってこのような状況から、新ごみ処理施設整備は最大にして最重要な喫緊の課題と改めて言えるのではないのでしょうか。私は新炉建設予定地直近地元選出の議員として、新炉整備に向け、行政として従来、指揮官不在で、しっかりしたシナリオが描けていないのではないかと。さらには行政内部の推進体制の不備があるのではないかと、このように訴えてまいりました。

先ほど答弁いただきました副管理者、現在急ピッチでヒアリング中というふうに承っております。一日も早く全体像を把握され、新たに着任された大井副管理者が、新炉整備が抱える様々な課題の克服に向け、強いリーダーシップを発揮されることを期待し、私の質疑を終えます。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかに、6番、中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 私も平成19年度の決算の中で随意契約が大変多いと、95%施設整備とか業務委託にかかわってあるということですね、質問させていただいたんですが、今回ちょっと、今ほとんど扇谷議員とかたくさんいたしましたので、今回この内容については平成20年度の点検業務の結果として9項目の工事内容が挙げられているということですが、その点検業務はどこで行われたものなのか、委託とかそういうふうなものなのか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣次長。

1. 事務局次長兼会計課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 点検業務につきましてはK E E環境工事で行われたものでございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 6番、中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） そうしますとK E E環境工事株式会社がやっていた点検業務に基づいて、ここが傷んでますよとか、ここが直すべきであるということで内容が決まったわけですから、悪い方に取れば、この業者が自ら今回の随意契約でその整備を行われるわけですから、より以上に整備をこの施設組合の焼却場に対して求めているということも考えられるのではないかと。ことあるんでね。点検業務を委託した業者に整備を随意契約でもお願いするというのは、こういうのはいかなものかと思うんですが。

1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣次長。
1. 事務局次長兼会計課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） K E E環境工事と私どもの職員がですね、1号炉、2号炉停止している間にですね、すべての目視点検、また機材を使いましてそれぞれの数値等を把握させていただいております。その過程において必ず私どもがすべて把握させていただいておりますので、その点検内容を踏まえて私どもが工事計画を立案したものでございます。ですのでご理解を賜りたいと存じます。
1. 議長（吉坂泰彦君） 6番、中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 詳しいそのデータとかそういうのを見れませんのでね、何とも言えませんが、何もなくてもそういうふうな業者に再度整備を頼むということは、ほんとに透明性があるとかといえば、それは説明がしにくいというんですかね、そういうことになっているんじゃないかなと。だから点検業者に整備工事をしてもらうというのはいかがなものかなということと今回、随意契約をずっとやられているわけですが、平成17年度から追加事業が発注されたということはあるんですかね。
1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣次長。
1. 事務局次長兼会計課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 一般競争入札に付する事業につきましては計量機更新工事等でございます。以上でございます。
1. 議長（吉坂泰彦君） 6番、中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 随意契約後に追加発注はないということですか。
1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣次長。
1. 事務局次長兼会計課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 追加発注と、実際工事を行う過程で実際ケーシング等内部点検しました。その過程で発見等がございましたら、それにつきましては発見工事等で変更契約を伴いまして工事を進めているものでございます。追加工事はございません。
1. 議長（吉坂泰彦君） 6番、中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 追加工事はないということですね。随意契約の中で、そういうことであとで、後々それが膨れ上がるということがあるということで、先日新聞等で報道されておりましたので、私はそのことでお尋ねしたんですが、それと先ほどから一般競争入札は原則であるということで課題の整理するということだったんですが、原則であるけれども、この原則を実現するかどうか。その発注に対する契約発注ですかね、施設組合がどういう立場に立つのかどうかということがね、私は重要かなと思うんで今後について、先ほども答弁ありましたように一般競争入札を前提で、その原則を守るという立場で実施していただけるということで確認させていただ

いていいですか。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 入札による契約というのが法律の中で原則になってございます。具体的に指名競争入札及び随意契約という考え方の認識の中で整備工事を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 6番、中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 随意契約そのものが私はすべて悪いとは思っておりません。しかし競争入札に比べまして企業側との癒着、そういう土壌を生むということがあるんで、また経費削減にはつながりやすいこういう契約行為であると考えているんです。本市の契約状況、先ほども言いましたように、19年度の決算、業務委託また整備につきましては95%が随意ということになってるわけですが、経費を抑えるためにも、また競争入札の機会をぜひ実現のために進めていただきたいということと、公正な事業のあり方、市民の皆さんの税金を無駄に使わないためにも、安易に随意契約するという事は改善するんだということをお願いしておきます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） ほかにございせんか。9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） いろいろと細かい質問されてますので、あまり多くは言いませんけれども、1点だけ、今、お2人の議員がおっしゃった、その一般競争入札を原則に課題を精査するという事をおっしゃってございましたけれども、18年度、19年度がそれぞれ一般競争入札を行ったけれども、1社の参加しかなかった。その時点で2回連続そういったことがあって、この21年度までの間に課題を精査しなかったのかということに関してどうなんでしょうか。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 梅垣次長。

1. 事務局次長兼会計課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 20年度、21年度につきましてもこの課題につきましては入札資格審査委員会を開催させていただきまして、それぞれの施設整備工事が一般競争入札の原則に従いましてどのような位置づけになるのか検討してまいりました。その結果、このような判断になったものでございます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 今日いろいろと問題点の指摘がされてますんで、私の方からも改めまして安易な随意契約でなく、やはり一般競争入札が望ましいと。そこで公平性、透明性が確保されるような、そういう契約を行っていただきたいと付け加えておきます。

1. 議 長（吉坂泰彦君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（吉坂泰彦君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(吉坂泰彦君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号平成21年度焼却施設整備工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長(吉坂泰彦君) ご異議なしと認めます。よって議案第5号平成21年度焼却施設整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

1. 議長(吉坂泰彦君) これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者(田中夏木君) 第1回臨時会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成21年度焼却施設整備工事請負契約の締結についての議案について慎重なるご審議の上、ご可決賜りまして誠にありがとうございました。

新ごみ処理施設の整備に向けましては、現在、施設整備基本計画の策定のための検討委員会で委員皆様方の熱心なご議論をいただいております。環境影響調査につきましても精力的に必要な事務事業を進めさせていただいているところでありますが、事業の推進にあたりましては周辺の皆様のご理解は大きな要素であると認識いたしておりますところから、副管理者の中田市長ともどもご理解を得るための努力を行ってまいりたいと存じます。

また、現有施設の保守・管理につきましても、市民生活に支障の生じないよう機能の維持を図るべき対策を講じてまいる所存でございます。議員の皆さんには何とぞご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

1. 議長(吉坂泰彦君) 以上をもちまして平成21年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第1回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして慎重審議賜り、誠にありがとうございました。本日はこれにて散会をさせていただきます。

(時に11時20分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 21 年 4 月 28 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

吉坂泰彦

四條畷市交野市清掃施設組合議員

中上さち子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

渡辺 裕